

令和2年度（下半期）情報セキュリティ内部監査実施報告書

1 監査概要

(1) 監査目的

情報セキュリティ内部監査は、龍ケ崎市情報セキュリティ内部監査実施規程（以下「監査規程」という。）第11条の規定に基づき情報セキュリティを維持・管理する仕組みが組織において適切に整備・運用されているかを点検し、評価するものです。

人的セキュリティ、物理的セキュリティ、情報セキュリティ研修受講状況、情報資産の管理、特定個人情報の取扱い、住民情報基幹系システムにおける電子データの保管等に関し、龍ケ崎市セキュリティ規則及び龍ケ崎市情報セキュリティ対策に関する規程等に基づき、適切に実施されているかを点検・評価し、課題については、システムの運用状況などを考慮しながら、個別に原因を究明した後に改善内容等を被監査部門に提示及び当該措置の実施により、情報資産、情報システム等の適切な運用を図ることを目的としております。

(2) 監査対象課等及び対象システム

監査対象課等

道路整備課，下水道課，都市施設課，会計課，指導課，教育センター，学校給食センター，議会事務局，監査委員事務局

対象システム

住民情報基幹系システム，イントラネット系システム，各課等が管理及び所有しているシステム

(3) 監査実施時期

令和2年12月11日（金）～25日（金）

(4) 監査実施体制

監査実施責任者：情報管理課長（監査規程第3条第2項）

監査担当部門：情報管理課情報化推進グループ（監査規程第3条第1項）

(5) 監査の基準となる根拠

- ・ 龍ヶ崎市情報セキュリティ規則 ・ 龍ヶ崎市コンピュータ等運用管理規程
- ・ 龍ヶ崎市情報セキュリティ対策に関する規程 ・ 龍ヶ崎市電子文書取扱規程
- ・ 龍ヶ崎市個人情報保護条例
- ・ 地方公共団体における情報セキュリティに関する監査ガイドライン（総務省）
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）

2 監査結果

(総評)

本市の情報セキュリティ対策に関しては、龍ヶ崎市情報セキュリティ規則等を定め、情報管理課が事務局となって定期的な研修を通して意識高揚を図っている。令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合研修を実施していないことから、監査等を通じて、情報セキュリティ事故を未然に防止するための情報の取扱いルールを徹底しなければならない。

今回の内部監査においては、平成30年度から引き続き実施している各課等の職員の端末の操作履歴（ログ）を確認し、職員による端末の不適切な利用が無いことを確認することができた。実際に日常の使用状況をモニタリングする手法は、事故等の未然防止にも有効であると言える。また、「特定個人情報の適正な取扱いに係るチェックリスト」により、各課等における特定個人情報の適正な取扱いについて監査を行った結果、マイナンバーを含む個人情報が適切に取扱われていることを確認することができた。

さらに住民情報基幹系システム内における電子データの保存状況等の確認を行った。基幹系システム内の電子データについては、すでに利用しなくなったデータを保有しているケースが散見されたため、改善勧告を行った。

今回の監査では、直近でリスクが顕在化する可能性が高いものは確認できなかったが、早期に改善することが望ましい改善事項が確認された。改善事項については、規則等に則り、課等内全職員で取り組む必要がある。

3 課等別監査結果

別紙「令和2年度（下半期）情報セキュリティ内部監査結果一覧」のとおり